

## 関税局告示

第 106/2565 号

件名 商標侵害商品及び著作権侵害商品の輸出、輸入及び通過の規制

---

商務省告示、件名「商標侵害商品及び著作権侵害商品を輸出禁止、輸入禁止、及びタイ王国通過禁止商品とする規定 2022 年」に基づき、商標侵害商品又は著作権侵害商品のタイ王国外への輸出、タイ王国内への輸入、及びタイ王国の通過の規制に関する処置を秩序正しく、効率的に行い、さらには国際慣行に適合させるために、商務省告示、件名「商標侵害商品及び著作権侵害商品を輸出禁止、輸入禁止、及びタイ王国通過禁止商品とする規定 2022 年」の第 6 条に伴う、2017 年関税法の第 7 条、第 51 条、第 102 条、第 104 条、第 157 条、第 158 条、第 159 条の権限に基づき、関税局長が以下の通り告示する。

第 1 条 本告示において規定されている、又は本告示と矛盾若しくは相反する全ての他の告示、規則又は命令に対して、本告示を代わりに適用する。

### 第 1 章

#### 検査に資するための事前情報の届出

---

第 2 条 税官吏が本告示末尾に添付する書式により、関税法及び関連する他の法律の順守において、データベース及び証拠として用いるために、税官吏がタイ王国外への輸出、タイ王国内への輸入、又はタイ王国の通過が行われようとしている当該の商品が商標侵害商品又は著作権侵害商品であることを関税局捜査・取締部に対して立証するために用いる可能性のある任意の情報を記した商標又は著作権情報の届出申請書を、商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が届出することができる。

第 1 段落に記す商標又は著作権情報の届出申請書の提出を望む商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人は、以下の資格を備えていること。

2.1 自然人の場合、タイ国籍者であり、破産者でなく、タイ王国内に住所があること。

2.2 法人の場合、タイの法律に基づき設立された法人であること。

2.3 権利所有者又は申請書の提出者がタイ国籍者でない、又はタイの法律に基づき設立された法人でない場合は、権限委譲された代理人が 2.1 項又は 2.2 項に基づく人であること。

第 3 条 関税局が第 2 条に基づく申請書の正確性を検査し終われば、関税局が審査結果を申請書の提出者に通知する。

申請書に基づく情報は、申請書の受付日から 3 年間、又は商標法若しくは著作権法に基づく商標若しくは著作権保護の残存期間のうち、いずれか先に終わる時まで有効とする。

第 2 段落に記す申請書の情報の適用期間の延長は、期間延長申請書を申請書の有効期限の 30 日前までに関税局捜査・取締部に提出することにより行うことができ、当該の期間延長申請書が提出された時に、当該の申請書の情報を当初期間の終了から 3 年間、又は商標法若しくは著作権法に基づく商標若しくは著作権保護の残存期間のうち、いずれか先に終わる時まで引き続き有効とする。

第 4 条 第 3 条に基づく申請書の情報を変更する場合は、第 3 条に基づく申請書の提出者、又は商標若しくは著作権の所有者から権限委譲された人が、情報の修正・変更を関税局捜査・取締部に届出ること。

第 1 段落を順守しない場合、修正が行われるまで関税局が届出を受理している情報を適用する。

第 5 条 輸入、輸出又は通過される商品が、第 2 条に基づく申請書の情報に関する商標侵害商品又は著作権侵害商品であることを税管吏が疑う正当な理由がある場合、税管吏が以下の通り処置する。

5.1 当該の商品を押収し、商品を押収した後で、当該の押収を物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、又は代理人に通知し、また第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人に通知する。

5.2 物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、又は代理人が当該の商品が商標侵害商品又は著作権侵害商品であることを自白した場合、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

5.3 物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、又は代理人が税関吏の通知を受けてから 3 日以内に異議を申立て、申立書と共に自身が搬出する、搬入する、又は通過させる商品が誰に対する商標侵害商品又は著作権侵害商品でもない証拠を提出した場合

税管吏が第 1 段落に記す異議申立を受ければ、税関吏が第 2 条に基づき申請書を提出

した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人に異議申立を通知し、権利の確認を望む場合は税関吏の通知を受けてから 3 日以内に、権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出させる。なお、税関吏が所定の期限内に権利確認書及び訴訟手続き請求書を受取れば、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が権利の検査段階で止むを得ない事情があり、第 2 段落で定める期限内に権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出できないことが分かった場合、第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が期間の延長を望むなら、申請書を当該の商品を押収した税関事務所長又は税関長に提出すること。その場合、税関事務所長又は税関長が損害保証金の差入れを命じることできる。

第 3 段落に記す期間延長申請は、権利確認請求期間と合わせた場合、第 2 段落に記す税関吏の通知を受けた日から 10 日以内に行うこと。

第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が第 2 段落で定める権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出しない場合は、税関吏が通常の手順に従い商品を検査・解放する。

5.4 税関吏が物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、若しくは代理人と連絡が取れない場合、又は物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、若しくは代理人が 5.3 項で定める期限内に異議申立を行わなかった場合は、当該の商品が第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が主張する通り、商標侵害商品又は著作権侵害商品であると見なす。その場合、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

5.5 物品の搬出者、物品の搬入者、又は代理人が国際郵便により物品を搬出若しくは搬入する場合、又は物品を緊急で搬入若しくは搬出する場合で、かつ物品の搬出者、物品の搬入者、又は代理人が 5.3 項で定める期限内に異議申立を行わなかった場合は、当該の商品が第 2 条に基づき申請書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が主張する通り、商標侵害商品又は著作権侵害商品であると見なす。その場合、関税法に基づく明白な没収対商品に関する条項を適用し、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

## 第 2 章

### 個別請求に基づく商品の検査

---

第 6 条 商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が、輸入、輸出、通過商品が自身の商標侵害商品又は著作権侵害商品であると疑う正当な理由を持つ場合、税関吏が商品を検査・解放してタイ王国外に出す前に、又は商品を物品の搬入者に引き渡す前に、個別に税関吏に商品の検査請求書を提出できる。その場合、本告示末尾に添付する書式による請求書を税関事務所、税関、又は捜査・取締部に提出すること。

商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人の資格に関する部分の第 2 条の第 2 段落の内容を、第 1 段落に記す請求書の提出者に準用する。

第 7 条 個別の商品検査請求書を受取った税関吏が、輸入、輸出、又は通過商品が第 6 条に記す自身の商標侵害商品又は著作権侵害商品であると疑う正当な理由を持てば、請求書及び商標若しくは著作権の所有者、又は代理人である証拠、又は商標若しくは著作権の所有者から一貫して権限委譲を受けている証拠の正確性及び完全性を審査する。

第 8 条 税関吏が第 7 条に記す権利の所有者であること及び権限委譲に関する書類の正確性を疑わない場合、税関吏が商品を押収し、それを物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者又は代理人、及び請求書の提出者に通知する。なお、請求書の提出者が、税関吏の通知を受取ってから 24 時間以内に出頭し、商品の検査に参加すること。

商品検査請求書の提出者が第 1 段落で定める期限内に出頭せず、商品検査に参加しなかった場合は、税関吏が通常の手順に従い商品を検査・解放する。

第 9 条 税関吏が第 8 条に基づき商品の検査を完了すれば、税関吏が以下の処置を取る。

9.1 第 6 条に基づき請求書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人に通知し、第 8 条に記す商品の検査が完了してから 3 日以内に、訴訟手続きを進めるために権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出させる。

9.2 物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、若しくは代理人が、9.1 項に基づき権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出した商標若しくは著作権の所有者が主張する通り、当該の商品が商標侵害商品若しくは著作権侵害商品であることを自白した場合、又は異議申立の意思がない場合は、関税局が定める規則に従い税関吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

9.3 物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、又は代理人が異議申立を望む場合は、税管理の通知を受取ってから 3 日以内に、申立書と共に自身が搬出する、搬入する又は通過させる商品が誰に対する商標侵害商品又は著作権侵害商品でもない証拠を提出すること。

その場合、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

9.4 税関吏が物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、若しくは代理人と連絡が取れない、又は物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者、若しくは代理人が所定の期限内に異議申立を行わなかった場合で、かつ第 6 条に基づき請求書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が 9.1 項に基づき権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出した場合は、関税局が定める規則に従い税管吏が押収又は拘束を記録し、訴訟機関に送り以後の手続きを進める。

9.5 商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人が第 6 条に基づき請求書を提出し、かつ第 8 条に基づき実施したが、9.1 項に基づき権利確認書及び訴訟手続き請求書を提出しなかった場合は、税関吏が通常の手順に従い商品を検査・解放する。

第 10 条 第 2 条に基づく申請書、又は第 6 条に基づく請求書を提出した商標若しくは著作権の所有者、又は商標若しくは著作権の権利代理人は、税関吏が当該の申請書又は請求書に基づき善意で商品を検査した結果生じた損害に対して、物品の搬出者、物品の搬入者、通過申請者又は代理人、及び関税局に責任を負うこと。

第 11 条 本告示は、刑事訴訟法及び 2017 年関税法、並びに関連する他の法律の条項に基づき税管吏が当然担う義務の範囲を無効にする、又は制限するものとは見なされない。

なお、2022 年 7 月 29 日より施行する。

2022 年 7 月 27 日告示  
ポチャラ・アナンタシン  
関税局長



ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商標情報届出申請書

3. 追加連絡担当者のリスト(もしあれば)

項目の修正・変更

3.1 名-姓.....

電話..... E メール.....

3.2 名-姓.....

電話..... E メール.....

3.3 名-姓.....

電話..... E メール.....

4. 商標情報

No.	商標	商標登録番号	登録日	登録 有効期限日	商標に基づく 商品区分

関税局への商標情報届出申請書に添付する商標の詳細書式に追加情報を記入して下さい

5. 商標に基づく商品の詳細(商品の詳細/サンプル図)

6. 商標に基づく商品の検査方法、及び/又は商標侵害商品の検査における手掛かりとなる情報

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商標情報届出申請書

関税局に商標情報届出申請書を提出するための署名に基づき、申請書の提出者が以下について同意する。

- 関税局が申請書に基づく情報を、商標侵害の疑いをかけるべき輸入、輸出、タイ王国通過商品の検査における組織の運用に利用することに同意する。
- 関税局が、自身の名において、本申請書に基づき商標侵害商品の疑いをかけるべき商品に対する処置を取ることに同意する。
- 本申請書の有効期限は、申請書の受付日から 3 年間、又は商標法に基づく商標保護の残存期間のうち、いずれか先に終了する期間に等しいこと、申請書の有効期限の 30 日前までに、期間延長申請書を関税局捜査・取締部に提出することで申請書の有効期限の延長が可能になり、当該の期間延長申請書が提出されれば、当該の申請書に基づく情報が、当初の期間が終了してから 3 年間、又は商標法に基づく商標保護の残存期間のうち、いずれか先に終了する期間だけ、引き続き有効となることを承知する。
- 申請書の項目の修正・変更を、申請書の項目の修正・変更を行った後で関税局に届出る。第 1 段落の内容を順守しない場合は、修正・変更が行われるまで、関税局が届出を受理している情報を適用する。
- 申請書に基づき疑うべき商品を善意で検査した結果生じたあらゆる損害に対して、物品の搬出者、物品の搬入者、タイ王国通過申請者、及び関税局に責任を負う。

私は、本申請書に基づき情報を届出した商標の所有者、又は合法的権利者であること、申請書及び上記申請書の添付書類に記した内容は全て正確であり、事実に基づいていることを保証します。後日、私が所有者又は合法的権利者でないことが発覚し、いずれかの人又は関税局に損害を生じさせた場合、私が発生した損害の全てに責任を負います。

なお私は、他の人又は大衆に損害を及ぼし得る虚偽の情報を担当官に届出ることが、刑法に基づく虚偽申告罪に当たり、また全部であるか一部であるかを問わず、歪曲された又は偽のコンピュータデータ、又は虚偽のコンピュータデータがインストールされることにより大衆に損害を与えるコンピュータ関連犯罪法に基づく罪に該当し得ることを承知しております。

署名.....申請書提出者  
(.....)  
...../...../.....



ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商標情報届出申請書

申請書に添付する証拠書類

- コピー内容に間違いがないことが保証された、商標登録マニュアルのコピー、又は権限者がコピー内容に間違いがないことを保証し、担当官からの保証を添えた図面登録及び商標登録書のコピー
- 所有者の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- (もしあれば)代理人の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- (もしあれば)追加連絡担当者の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- 署名を付し、コピー内容に間違いがないことを保証した、委任状のコピー、並びに権限委譲者及び代理人の国民身分証明書のコピー
- (もしあれば)再委任状、並びに権限委譲者及び代理人の国民身分証明書のコピー
- その他(もしあれば記入してください).....

担当官記入欄

- 申請書の正確性を検査し終えたので、申請書を.....日から 3 年間有効とし、申請書の有効期限日を.....とする
- 以下の通り修正・補足すること  
.....  
.....
- 以下の理由により申請書を受付けない  
.....  
.....

署名.....担当官  
(.....)  
..... / ..... / .....

ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商標情報届出申請書  
番号.....の申請書に添付

関税局への商標情報届出申請書に添付する商標の詳細書式

No.	商標登録番号.....	
	登録日.....	登録有効期限日.....
	商標の図画	
	知的所有権に基づく商品区分	
No.	商標登録番号.....	
	登録日.....	登録有効期限日.....
	商標の図画	
	知的所有権に基づく商品区分	

署名.....申請書提出者  
(.....)  
...../...../.....



ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する著作権情報届出申請書

3. 代理人名  自然人  法人  外国  項目の修正・変更

名-姓.....

会社.....

国民身分証明書/パスポート番号/納税者番号.....

住所.....

電話..... 携帯電話.....

E メール..... ウェブサイト.....

備考：申請書の提出者は、税関吏と運用上の調整を図るため、タイ王国内に事務所を構える代理人を持つこと。

4. 追加連絡担当者のスト(もしあれば)  項目の修正・変更

4.1 名-姓.....

電話..... E メール.....

4.2 名-姓.....

電話..... E メール.....

4.3 名-姓.....

電話..... E メール.....

5. 著作物情報

No.	著作物区分	著作物の 図/詳細	知的財産局による著作 権情報届出証明書 登録番号(もしあれば)	登録日 (もしあれば)	著作権に基づく 商品区分

関税局への著作権情報届出申請書に添付する著作物の詳細書式に追加情報を記入して下さい

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する著作権情報届出申請書

**6. 著作権に基づく商品の詳細(商品の詳細/サンプル図)**

**7. 著作権に基づく商品の検査方法、及び/又は著作権侵害商品の検査における手掛かりとなる情報**

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する著作権情報届出申請書

関税局に著作権情報届出申請書を提出するための署名に基づき、申請書の提出者が以下について同意する。

- 関税局が申請書に基づく情報を、著作権侵害の疑いをかけるべき輸入、輸出、タイ王国通過商品の検査における組織の運用に利用することに同意する。
- 関税局が、自身の名において、本申請書に基づき著作権侵害商品の疑いをかけるべき商品に対する処置を取ることに同意する。
- 本申請書の有効期限は、申請書の受付日から 3 年間、又は著作権法に基づく著作権保護の残存期間のうち、いずれか先に終了する期間に等しいこと、申請書の有効期限の 30 日前までに、期間延長申請書を関税局捜査・取締部に提出することで申請書の有効期限の延長が可能になり、当該の期間延長申請書が提出されれば、当該の申請書に基づく情報が、当初の期間が終了してから 3 年間、又は著作権法に基づく著作権保護の残存期間のうち、いずれか先に終了する期間だけ、引き続き有効となることを承知する。
- 申請書の項目の修正・変更を、申請書の項目の修正・変更を行った後で関税局に届出る。第 1 段落の内容を順守しない場合、修正・変更が行われるまで、関税局が届出を受理している情報を適用する。
- 申請書に基づき疑うべき商品を善意で検査した結果生じたあらゆる損害に対して、物品の搬出者、物品の搬入者、タイ王国通過申請者、及び関税局に責任を負う。

私は、本申請書に基づき情報を届出た著作権の所有者、又は合法的権利者であること、申請書及び上記申請書の添付書類に記した内容は全て正確であり、事実即していることを保証します。後日、私が所有者又は合法的権利者でないことが発覚し、いずれかの人又は関税局に損害を生じさせた場合、私が発生した損害の全てに責任を負います。

なお私は、他の人又は大衆に損害を及ぼし得る虚偽の情報を担当官に届出ることが、刑法に基づく虚偽申告罪に当たり、また全部であるか一部であるかを問わず、歪曲された又は偽のコンピュータデータ、又は虚偽のコンピュータデータをインストールされることにより大衆に損害を与えるコンピュータ関連犯罪法に基づく罪に該当し得ることを承知しております。

署名.....申請書提出者  
(.....)  
...../...../.....

**備考：**関税局へのこの著作権情報の届出は、何らの法的権利も生じさせず、情報届出申請書の提出者の義務として当該情報が 1994 年著作権法に適合することを保証し、商務省告示、件名「商標侵害商品及び著作権侵害商品を輸出禁止、輸入禁止及びタイ王国通過禁止商品とする規定 2022 年」に基づく著作権侵害商品又は侵害の可能性がある商品の検査に資するために、税関吏に対して行う著作権情報の届出に過ぎない。

ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する著作権情報届出申請書

申請書に添付する証拠書類

- 権限者がコピー内容に間違いがないことを保証し、担当官からの保証を添えた著作権情報登録証明書のコピー(もしあれば)、又は著作物の概要書
- 所有者の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- (もしあれば)代理人の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- (もしあれば)追加連絡担当者の国民身分証明書、当局が発行した他の身分証明書、外国人身分証明書若しくはパスポート、又は発行後 6 ヶ月以内の法人証明書のコピー
- 署名を付し、コピー内容に間違いがないことを保証した、委任状のコピー、並びに権限委譲者及び代理人の国民身分証明書のコピー
- (もしあれば)再委任状、並びに権限委譲者及び代理人の国民身分証明書のコピー
- その他(もしあれば記入してください).....

担当官記入欄

- 申請書の正確性を検査し終えたので、申請書を.....日から 3 年間有効とし、申請書の有効期限日を.....とする
- 以下の通り修正・補足すること  
.....  
.....
- 以下の理由により申請書を受付けない  
.....  
.....

署名.....担当官  
(.....)  
..... / ..... / .....

ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承ください。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する著作権情報届出申請書  
番号.....の申請書に添付

関税局への著作権情報届出申請書に添付する著作権の詳細書式

No.	著作物名.....
....	著作物の区分.....
	著作権の所有者の種類 <input type="checkbox"/> 著作者本人 <input type="checkbox"/> 雇用主を著作権の所有者とする合意書を作成し、労働者を雇用する場合(証拠のコピーを添付する) <input type="checkbox"/> ○ 委託者を著作権の所有者とする合意書を作成し、物品製作を委託する場合(証拠のコピーを添付する)、○ 請負業者を著作権の所有者とする合意書を作成せず、物品製作を委託する場合 <input type="checkbox"/> 著作権の所有者から許可を得た改造者(証拠のコピーを添付する) <input type="checkbox"/> 著作権の所有者から許可を得た編集又は組立者(証拠のコピーを添付する) <input type="checkbox"/> データベースその他の形式におけるデータその他の物の入手及び編集又は組立者 <input type="checkbox"/> 自らの委託により、命令に従い、又は管理において著作権を有する省、部局、部、又は国若しくは地方の他の機関 <input type="checkbox"/> 著作権の譲受人(証拠のコピーを添付する) ○ 全体の譲受 ○ 一部著作権の譲受(記入する)....
	著作物の詳細
	国における著作/著作年(記入する) <input type="checkbox"/> タイ 仏暦.....年 <input type="checkbox"/> 外国(記入する)..... 仏暦.....年
	著作物の宣伝 <input type="checkbox"/> まだ宣伝していない <input type="checkbox"/> .....国において、仏暦.....年.....月.....日に初回の宣伝
	著作権に基づく商品区分

署名.....申請書提出者  
(.....)  
...../...../.....



ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商品検査期間延長申請書  
商標又は著作権の所有者からの届出情報に基づき商標又は著作権侵害商品  
であると疑うべき商品の検査期間延長申請書

記入場所.....

.....日.....月、仏暦.....年

商標/著作権の所有者の場合

私、会社.....

商標又は著作権の所有者.....

法人区分..... タイ王国の法律に基づく登記日.....

登記番号..... 本社所在地.....

Mr / Mrs / Miss.....

国民身分証明証/パスポート番号..... を、会社を代行  
する署名権限を有する取締役とする、

代理人の場合

私、Mr / Mrs / Miss.....

国民身分証明証/パスポート番号.....

及び/又は会社..... 法人区分.....

タイ王国の法律に基づく登記日..... 登記番号.....

本社所在地.....

Mr / Mrs / Miss.....

国民身分証明証/パスポート番号..... を、会社を代行  
する署名権限を有する取締役とし、かつ会社.....

すなわち商標又は著作権の所有者.....  
の代理人(詳細は添付の委任状の通り)とする、

は、権利の検査段階において止むを得ない事情があり、所定の期限内に権利の確認請求書を提出できないため、関税局告示第 /2565 号、件名「商標及び著作権侵害商品の輸出、輸入及びタイ王国通過の規制」の 5.3 項の第 3 段落の規定に従い、番号..... のインボイス又は船荷証券に基づく商品の検査期間の延長を希望します。なお、申請書に添付する証拠を提出すると共に、当該の商品の検査期間延長申請書の提出に起因して物品の搬出者、物品の搬入者、タイ王国通過申請者、及び関税局に生じ得る任意の損害に対してあらゆる責任を負うことに同意します。また権利確認請求期間と合わせた場合の延長申請期間が、税関吏の通知を受けた日から 10 日以内でなければならないことを承知しております。

機関.....

受付場所..... 日付..... 時刻.....

署名.....

(.....)

職位.....

署名..... 申請書提出者

(.....)

ジェットロ仮訳

※本資料はジェットロバンコクにより、現地翻訳会社に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

関税局告示第 106/2565 号の末尾に添付する商品検査請求書

**商標又は著作権侵害商品であると疑うべき理由がある商品の検査請求書**

記入場所.....

.....日.....月、仏暦.....年

件名 商標又は著作権侵害商品であると疑うべき理由がある商品の検査請求

宛名 .....事務所長/部長/税関長殿

私、名・姓.....会社.....

国民身分証明証番号/パスポート番号/納税者番号.....

住所.....

TEL .....E メール.....、商標/著作権の所有者

.....の代理人は、

.....事務所/税関における番号.....の輸入申告書/

輸出申告書/越境申告書/積替申告書に基づき、仏暦.....年.....月.....日に

.....により輸入、輸出又はタイ王国を通過される

.....商品が、商標/著作権の所有者.....

の当該の商標/著作権を侵害する商品である証拠を持っています。

したがって、私は税関吏が検査のために当該商品を押収することを希望します。今回、検査のために押収した商品が、後で商標侵害又は著作権侵害商品でないことが判明し、物品の搬出者、物品の搬入者、タイ王国通過申請者、及び関税局に損害を生じさせた場合は、私が発生した損害の全てに責任を負い、さらに私の請求書に基づく処置に対する全費用にも責任を負うものとします。

敬具

署名.....商品検査請求書提出者

**申請書添付書類**

- 国民身分証明証/パスポート/登録証明書
- 法人登記証明書
- 商標登録書/著作権の所有者又は著作権の所有者からの許可取得者である証拠
- 委任状(権限委譲する場合)
- 自身の商標又は著作権の侵害を疑うべき理由を示す一次証拠